

リスク管理態勢について

金融機関の業務環境が大きく変化する中、金融機関の直面するリスクもますます多様化・複雑化しています。当金庫では、これらのリスク管理強化を経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営の健全性の維持・向上に努めております。

管理すべきリスクの内容

1 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、各リスクを種類ごとに評価し、それを総体的に捉えたものを自己資本と対比することにより、健全性・効率性を評価する、自己管理型のリスク管理のことです。当金庫では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクを統合的リスク管理の対象としています。

2 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先（貸出先・発行体等を含む）の財務状況の悪化等により、貸出金・有価証券等の資産（オフ・バランス資産も含む）の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、このようなリスクを回避すべく、自己査定 of 債務者区分及び分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適性に把握し、ポートフォリオ管理を行なっています。また、貸倒等の実態を踏まえ資産の将来の予想損失額等を適時適切に見積もっています。

3 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。市場リスクは、主として金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクからなります。

4 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

5 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務処理の過程、役職員の活動、若しくはシステムに不備があった場合や外生的な事象により損失を被るリスクを総称するものです。主なオペレーショナル・リスクには、事務リスク、システムリスク等があり、サイバーセキュリティに関しても万全の態勢確保に努めています。

6 自己資本管理

金融機関には、以上の各リスク特性に則した、自己資本の質及び量の十分な確保と適切な管理が求められています。当金庫は、自己資本充実度の評価、自己資本比率の算出を的確に実施し、常に自己資本の充実に努めています。

リスク管理及びALM（資産・負債の総合管理）体制

リスク管理委員会において、リスクの把握と資産・負債のバランス調整を常時検討し、さまざまな変化に対して効率的かつ適切な対応がとれる体制としています。運用・調達におけるリスクと現在の収益状況を把握し、市場動向を踏まえた上で、各種リスクの管理及び金庫全体の資産・負債のバランスを調整しながら収益を確保することがリスク管理委員会の主な目的となります。

また、流動性リスクに対応した適切な流動性水準を維持管理することも行っております。

審査体制

経営の健全化と安全性を図るため、信用リスク管理は益々重要視されています。当金庫では、特定の企業・個人・業種に偏らないバランスのとれた貸出運営を行っており、お取引先の総合的な信用リスクを把握し、貸出金の質的な管理が図られるよう信用リスク管理システムの構築に努めております。また、職員教育につきましては、融資の基本原則のほか、事業性評価等（目利き力）ができる人材の確保、育成のための研修を行い、審査能力の向上に努めております。

内部監査体制

金融機関を取り巻くリスクが多様化、複雑化している現在、また、不祥事件発生防止の観点からも、内部管理態勢の構築が不可欠なものとなっております。中でも内部監査部門は重要な役割を担っており、当金庫では業務遂行状況のプロセスを重視した監査を実施し、また、リスク管理態勢等の適切性、有効性に重点をおいた内部監査を実施しております。

内部監査は全部室店並びに関連会社を対象に実施する定例監査のほかに、金庫の重要課題である項目やリスクの種類・程度など特定の項目にテーマを絞って行う特定監査を実施しております。また、内部監査を通じて発見された問題点などは、定期的に改善状況をフォローアップ監査として検証しております。今後も効率的かつ実効性のある内部監査を実施し、監査体制の強化を図ってまいります。

1 内部監査の目的

内部監査は、当金庫の全ての業務における内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、その結果に基づく内部管理態勢等の問題点の改善提言を通じて、当金庫の健全性の確保と経営効率化の向上を図り、当金庫の事業の発展に寄与することを目的としています。

2 内部監査部門としての独立性の確保

「内部監査規程」において、「監査部は被監査部門から独立した組織として、不当な制約を受ける事なく、専ら監査業務を担当する」と定めております。

3 監事、会計監査人との連携

監査部は、監事及び監査法人と常に連絡・調整し、内部監査の効率的な実施に努めております。

